

大使館からのお知らせ（新型コロナウイルス感染症に関する
ポーランド国内制限措置等について（11月25日））

<ポイント>

- 11月21日（土）、モラヴィエツキ首相が記者会見を行い、国内の新型コロナウイルス感染症に関する現状が依然として深刻な状況であるため、クリスマスには移動を行わず、家族での小規模な集まりにとどめ、人の接触を減らすことを呼びかけました。ワクチンが供給される日まで、感染者数と失業者数を最小限に抑える取り組みを継続する旨発表しました。
- 11月7日（土）からポーランド全域における制限措置のうち、ショッピングモール等の商業施設の店舗の営業停止については、11月28日（土）から12月27日（日）までの期間、一時解除する旨も発表しました。
- 感染予防措置を心がけて下さい。

- 1 11月21日（土）、モラヴィエツキ首相が「連帯の100日」と題する記者会見を行い、新型コロナウイルス感染症に関する国内の現状について、依然深刻な状況であり、改善には時間を要するとし、クリスマスには移動を行わず、家族での小規模な集まりにとどめ、人の接触を減らすことを呼びかけました。同首相は同時に、ワクチンが供給される日まで、感染者数と失業者数を最小限に抑える取り組みを継続しなければならない旨発表しました。
- 2 11月7日（土）から強化されている国内制限措置のうち、ショッピングモール等の商業施設の店舗の営業停止について、11月28日（土）から12月27日（日）までの期間を「責任段階」として、12月13日及び同月20日の日曜日を含め、レストランの店舗内営業、文化施設、スポーツジム等を除き、商業施設の店舗の営業停止を一時解除する旨を発表しました。
- 3 現状の制限内容等については、以下のとおりです。また、違反者には罰則がありますので、十分にご注意ください。また、12月28日（月）以降については、「安定段階」として、感染状況に応じ、段階的に赤ゾーン、黄ゾーン、緑ゾーン別に制限を設けるとしており、ゾーン別の制限については、追ってお知らせします。

【制限内容：11/28～12/27】

- (1) 全ての公共の場において、口と鼻をマスク等で覆うことが義務化。
- (2) 交通機関の乗客を、座席数の50%、又は定員数の30%までに制限。
- (3) 店舗への入店可能人数が、100平方メートルまでの店舗について10平方メートルに1人、100平方メートル以上の店舗について15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。

- (4) 商店、薬局及び郵便局について、月曜日から金曜日の午前10時から正午までは、60歳以上のみ利用可能。
- (5) 飲食店の営業停止（持ち帰り用、配達用のサービス提供は制限されない）。
- (6) ホテルの出張等のビジネス目的以外による宿泊の禁止。
- (7) ディスコやナイトクラブの営業禁止。
- (8) 美容室、美容院、タトゥースタジオは、利用中の顧客と店員のみ店内に滞在可能。
- (9) 屋内外を問わず、見本市、会議などの開催禁止。
- (10) 屋内外を問わず、スポーツイベントは無観客で行い、文化的イベントは、観客を座席数の25%までに制限。
- (11) プール、ウォーターパーク及びジム・フィットネスクラブの営業停止。
- (12) 劇場、映画館、博物館、美術館、文化センターなどの文化施設の閉鎖。
- (13) 遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の閉鎖。
- (14) 教会における宗教行事への参加者を、「15平方メートルあたり1人」に制限。
- (15) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会は禁止。
- (16) 公共の場でのイベントや会議及び集会への参加者は、最大5人までに制限。
- (17) 小学校及び高等教育機関において、実務授業を除きリモート授業の義務化。
- (18) 学校の開校時間を午前8時から午後4時までとし、16歳以下の未成年は、保護者の同行なしに外出は禁止。
- (19) 療養所・リハビリセンターの運営停止。ただし、現在進行中のものは除く。
- (20) 70歳以上は、職業活動、必要不可欠な場合、宗教的儀式への参加を除き、外出を控えるように要請。
- (21) クリスマスにおいては、移動を行わず、家族での小規模な集まりにとどめ、人の接触を減らすように要請。

- 4 引き続き、新規感染者数が1日1万人以上確認されています。マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00~12:30、13:30~17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html